

風景づくり条例の改正及び風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）案について

（付議の要旨）

風景づくり条例改正案及び世田谷区風景づくり計画に基づく「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）案」を取りまとめたので報告する。

1. 主旨

区では、これまで景観法及び風景づくり条例（以下、「条例」という。）に基づく風景づくり計画の中で、建築物等の形態意匠や色彩のルールに関する方針・基準を示し、建設行為等における風景づくりの誘導を進めてきた。

世田谷の魅力的な風景づくりの推進に向けて、風景に影響を与える要素の一つである屋外広告物に関する「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」（以下、ガイドラインという。）の策定と、特定の区域において一定規模以上の屋外広告物を設置する者との協議などを条例に基づき行うため、条例の一部を改正する。

このたび、ガイドライン（素案）をもとに、区民意見募集の意見や、庁内の関係所管からなる検討委員会及び世田谷区風景づくり委員会における検討を踏まえ、ガイドライン（案）をまとめたので報告する。

2. 経過

平成27年	1月25日～	世田谷の広告風景を考える連続ワークショップ	
平成28年	2月13日		（全4回）
	6月	「広告風景のデザインブック」 ¹ の発行	
	6月8日	風景づくり委員会（平成27年度取組み報告）	
	10月27日	風景づくり委員会（ガイドラインの方向性について審議）	
	11月19日	区民意見交換会	
平成29年	1月18日	風景づくり委員会（骨子(案)の審議）	
	2月13日	政策会議（骨子(案)の報告）	
	2月28日	都市整備常任委員会（骨子の報告）	
	3月10日	ガイドライン骨子の公表	
	4月29日	区民意見交換会	
	6月30日	風景づくり委員会（素案の審議）	
	8月10日	政策会議（素案の報告）	
	9月6日	都市整備常任委員会（素案の報告）	
	10月1日～23日	区民意見募集の実施（84件（34人））	
	12月1日	風景づくり委員会（案の審議）	

1：屋外広告物の特徴や魅力的な広告風景をつくるためのポイントを紹介した啓発冊子

3. 区民意見募集の結果

1) 概要

期 間：平成29年10月1日～10月23日

媒 体：区のおしらせ（10月1日号）無作為抽出による郵送（500人）
ホームページ

意見数：84件（34人）

内 容：「区民意見及び区の回答案」のとおり・・・・・・・・・・資料1

2) 区民意見募集による主な修正点

照明の考え方の記述の追加

「基礎知識」に照明計画の際の具体的な考え方を加筆した。

誘導例の修正

「2 屋外広告物の誘導方針・指針」における誘導例について、事例に偏りがないように修正した。

カラーユニバーサルデザインの考え方の記述の追加

「基礎知識」にカラーユニバーサルデザインの視点の必要性について加筆した。

その他、図や文言の軽微な修正を行った。

4. ガイドライン案

「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）案 概要版」のとおり・・・資料2

「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）案」のとおり・・・・・・・・・・資料3

5. ガイドラインの位置づけ

ガイドラインは、風景づくり計画に基づくとともに、より実行力のある屋外広告物による風景づくりを推進するために、新たに風景づくり条例に位置づける。

また今後、風景づくりのガイドラインは、公共施設編を作成予定である。

6. 条例改正案

1) 改正内容

屋外広告物等の定義を規定する。

区長が風景づくりのガイドラインを策定することができること等を規定する。
特定の区域における一定規模以上の屋外広告物に関する協議及び完了の報告、協議を行なわない者への指導、せたがや風景デザイナーによる技術的指導及び助言について規定する。

に合わせて、これまで要綱にて運用してきた建設行為等の届出に係る完了の報告について規定する。

については、平成30年3月施行とする。 については、周知期間を設け、平成30年7月施行とする。

2) 新旧対照表

「世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例新旧対照表（抜粋）」のとおり

・・・・・・・・資料4

7. 今後のスケジュール(予定)

平成30年	2月	都市整備常任委員会 (区民意見募集結果及び案、条例改正案の報告) 第1回区議会定例会(条例改正の提案)
	3月	区民意見募集結果の公表 改正風景づくり条例公布及び施行 (ガイドラインの位置づけ等) ガイドライン策定
	4月~6月	周知期間
	4月	都市計画審議会(ガイドラインの報告)
	7月	ガイドライン運用開始 改正風景づくり条例施行 (一定規模以上の屋外広告物に関する協議等)